

## 多可赤十字訪問看護ステーション運営規程

(目 的)

第1条 この規定は、日本赤十字社が設置する多可赤十字訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護ステーションの職員が利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すため、主治医との密接な連携を図り、利用者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護ステーションの職員は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 本事業の運営については、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに他の関係諸機関との調整をはかり、効果的な運営をはかるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多可赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 兵庫県多可郡多可町中区岸上280

(職員の職種、職員数、及び職務内容)

第4条 勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 常勤1名  
管理者は、所属職員を指揮監督し、適切な業務が行われるよう総括する。
- (2) 職員 看護師 常勤3名、非常勤2名  
理学療法士 非常勤4名  
作業療法士 非常勤1名  
訪問看護・リハビリテーション（以下「リハビリ」とする）計画書及び報告書を作成し、訪問看護・リハビリを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は下記のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日  
但し10月1日、土・日曜日、祭日及び12月29日～1月3日迄を除く。

- (2) 営業時間 午前8時45分～午後5時00分  
(看護師については、24時間対応できる体制を敷いている)

(通常の事業の実施地域)

第6条 サービス提供地域は、多可町とする。  
但し、地域以外でも相談に応じるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付し、その指示書により訪問看護・リハビリを実施する。
- (2) 利用者又はその家族から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、必ず主治医の指示を求めるように指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションが西脇市多可郡医師会にその利用者の病状等に適した主治医の調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護指示書及び訪問看護・リハビリ計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- (2) 懇切丁寧を旨とし、療養上理解しやすいよう指導する。
- (3) 常に医学の立場を堅持し、利用者の心身の状態を観察するとともに老人等の心理が健康に及ぼす影響をも十分配慮し、適切な指導を行う。
- (4) 利用者の日常生活及び家庭環境を十分把握し、利用者又はその家族に対し適切な指導をする。

以上の趣旨を踏まえて、次の事項について実施する。

- ① 医療、看護並びにリハビリの知識の伝達に関すること。
- ② 利用者の症状に応じた生活及び介護方法に関する援助。
- ③ 主治医の指示による医療器具の装着や交換、服薬の指導に関すること。
- ④ 利用者やその家族に対するターミナルケアへの援助。
- ⑤ 在宅療養により発生する諸問題の相談と援助。
- ⑥ その他関係機関との連絡調整等に関すること。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問看護実施中に利用者の病状に急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡をするとともに必要な措置を講ずる。

主治医への連絡が困難な時は、緊急搬送等の必要な措置を行う。

- 2 前項の処置を行った時は、管理者及び主治医に報告をしなければ  
ならない。

(利用料に関する事項)

第10条 訪問看護に係る利用料は、関係法令に基づいた利用料を利用者か  
ら徴収する。

1 医療保険の場合

- (1) 基本利用料として、健康保険制度、後期高齢者医療制度等に基づ  
く本人負担額を徴収する。

- (2) その他利用料として下記に定めるものを徴収する。

①交通費

- |      |          |
|------|----------|
| ・中区内 | 110円(内税) |
| ・中区外 | 253円(内税) |

- ②日常生活上必要な物品 実費

③営業日以外の日

1回 2,200円(内税)

- ④エンゼルケア 11,000円(内税)

- (3) 公費負担医療の受給者である場合、利用者負担額が公費の対象  
となることがある。

- (4) 生活保護の対象となる利用者は、利用者負担額が公費の対象と  
なることがある。

2 介護保険の場合

- (1) 利用料として、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担  
割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収する。

- (2) その他利用料利用料として下記に定めるものを徴収する。

①交通費

- |        |          |
|--------|----------|
| ・実施地域内 | 無料       |
| ・実施地域外 | 253円(内税) |

- ②エンゼルケア 11,000円(内税)

- (3) 公費負担医療の受給者である場合、利用者負担額が公費の対象  
となることがある。

- (4) 生活保護の対象となる利用者は、利用者負担額が公費の対象と  
なることがある。

(虐待防止に関する事項)

第11条 本事業所は利用者の権利擁護・虐待の発生又はその再発を防止す  
るため次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための対策や検討をステーション内で行う。

- (2) 職員に対し虐待の防止のため研修を定期的実施する。
- (3) 措置を適切に実施するため管理者へ報告する。

2 訪問看護の実施中に職員が虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ相談を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 本事業は介護保険法および健康保健法等に基づく指定訪問看護事業および指定介護予防訪問看護事業であるが、その実施にあたっては平成11年2月23日付をもって西脇市多可郡医師会と締結した「訪問看護ステーションに関する覚書」の趣旨を尊重し、円滑な運営を図るものとする。

2 本事業の遂行にあたり従事する職員の研修等については、利用者の各病状に対応できるよう積極的な取組みを図り、この事業の発展に資するものとする。

3 本事業に従事する職員の守秘義務に関しては、退職後も同様とする。

4 この規定に定める事項の他運営に関する重要事項は、多可赤十字病院長と管理者が協議の上定めるものとする。

付	則	この規程は、平成11年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成12年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成15年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成16年	5月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成17年	4月18日	より適用する。
付	則	この規程は、平成17年	11月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成18年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成19年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成19年	7月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成21年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成22年	10月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成23年	4月	1日より適用する。
付	則	この規程は、平成24年	4月	1日より適用する。
付	則	この規定は、平成24年	11月	1日より適応する。
付	則	この規定は、平成26年	4月	1日より適応する。
付	則	この規定は、平成27年	4月	1日より適応する。
付	則	この規定は、平成28年	4月	1日より適応する。
付	則	この規定は、平成28年	9月	1日より適応する。
付	則	この規定は、平成30年	4月	1日より適応する。

付	則	この規定は、平成30年	5月	1日より適応する。	
付	則	この規定は、平成31年	4月	1日より適応する。	
付	則	この規定は、令和	1年10月	1日より適応する。	
付	則	この規定は、令和	1年11月	1日より適応する。	
付	則	この規定は、令和	2年	3月	1日より適応する。
付	則	この規定は、令和	4年	4月	1日より適応する。